公述申出書

国道８号彦根～東近江(仮称)にかかる環境影響評価準備書または見解書に対して、次のとおり公聴会において意見を述べたいので、滋賀県環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき申し出ます。

年　　月　　日

滋賀県知事　様

住所：

：

年齢：　　　　　連絡先：

意見を述べるために必要な時間：　　　　　分

匿名での公述：匿名を希望する ・ 希望しない

意見の要旨

※行が足りない場合は行を増やすか、別紙を使用してください。

注意事項

１　公述を希望する場合、公聴会を開催する10日前までに、意見の要旨ならびに住所、氏名、年齢および意見を述べるために必要な時間を記載した書面を提出いただく必要があります（規則第19条）。

２　意見の要旨は、日本語で記入してください。

　３　公述申出書を提出した者の人数および意見の類似性を考慮し、公述人を選定し、公述の時間を制限する場合があります（規則第20条）。

　４　公述人が公聴会において意見を聴こうとする事項以外の事項について発言したときは、議長がその発言を制止し、または禁止し、これに従わないときは退場を命じることがあります（規則第21条）。

　５　匿名を希望された方は、別途公述の方法等について連絡させていただきます。